応急仮設住宅における「孤独死」の発生実態とその背景 - 東日本大震災における宮城県の事例を通して-

The Conditions of "Isolated Death" Occurrences and Its Background In Public Temporary Housing for Disaster

- Case of Miyagi Prefecture after the Great East Japan Earthquake in 2011-

○田中 正人¹ Masato TANAKA¹

1追手門学院大学地域創造学部

Faculty of Regional Development Studies, Otemon Gakuin Univ.

This study analyzes the actual conditions and background of "isolated deaths" that occurred in areas struck by the Great East Japan Earthquake. The public temporary housing in Miyagi Prefecture serve as the case example. Based on data from the "autopsy report" provided by the prefectural police, statistical analysis was performed. The main findings are as follows. 1) During the 6 years after the earthquake, there were 82 "isolated deaths." These cases tended to occur more frequently for males than females and for the non-elderly under 65 years of age than the elderly. 2) The 3 factors of "non-elderly males," "alcoholic tendencies," and "no job and no income" serve as risks for isolation, and it can be thought that these factors delayed discoveries after the "isolated deaths." 3) Delayed discoveries tended to occur more frequently in small-scale housing complexes located in urban areas.

Keywords : the Great East Japan Earthquake, Public Temporary Housing, "Isolated Death", Community

1. はじめに

本稿は、被災地の「孤独死」問題を扱う.東日本大震 災において、宮城県内に供給された応急仮設住宅を対象 とする.よく知られるように、「孤独死」に関する統一 的な公式の定義は今のところ存在しない.本稿では、 「単身者の単独での死」を「孤独死」と定義した上で、

分析を通してその問題構造を明らかにしていきたい.

1995年の阪神・淡路大震災以来,「孤独死」問題が注 目されて久しい.しかしこの問題は,未だ収束の糸口さ えつかめていない.東日本大震災の応急仮設住宅では, 発災後約6年間で230件の「孤独死」が発生している¹⁾. ここにはいわゆる「みなし仮設」入居者は含まれていな い.その数を含めるならば,東日本での「孤独死」は, 阪神・淡路大震災の応急仮設住宅で発生した233件²⁾を 大きく上回っていると予想される.

こうした数量的な把握がなされる一方,それ以上の実 態解明には及んでいない.その要因のひとつは,全国的 な監察医制度の不在である.東日本大震災の被災地では, 警察による詳しい検視報告がなされるものの,その関心 は事件性の有無にあるため,事件性のない多くの案件 (およそ 9 割と言われる)は,発生の経緯や要因につい て追求されることはない³⁾.

このような状況のもと、堀江(2015),結城(2014), 玉置(2014),中沢・結城(2013),小山他(2013)な ど,主に社会福祉分野において一定の研究蓄積がみられ る.その特徴としては、「孤独死」を防ぐ対策に中心的 な関心があること、高齢層を主な対象とした議論である ことの2点がある.しかしながら、適切な対策を講じる ためには、正確な実態把握が不可欠である.現時点にお いて、「孤独死」問題を高齢者問題として扱うことの妥 当性は不確かである.

一方,阪神・淡路大震災の「孤独死」については,監 察医制度のもと,法医学分野からその実相に迫った研究 がある(伊佐 2005,上野他 1999,額田 1999).たとえ ば、①アルコール摂取に起因する疾病が死因の多くを占 めること、②40~50代の中高年層がその中心であること、 ③仮設住宅の居住環境やそこへの移転の影響がうかがえ ること、などの重要な知見が示されている.

田中他(2009;2010;2011)は、とくに③の問題を検 証するべく、「死体検案書」「死体発見報告書」⁴⁾を用 いた統計的分析を行い、神戸市内の応急仮設住宅及び復 興公営住宅における「孤独死」の発生メカニズムを明ら かにしている。そのデータは先行研究の結果を支持して おり、仮設住宅への移転や復興公営住宅の空間特性が問 題解明の重要なファクターであることを示している。

もっとも、被災地の状況は多様である. 阪神・淡路での知見がどこまで普遍性を有するのか、東日本の被災地においても適用可能なのかはもちろん分かっていない. さらには、230 件の「孤独死」の状況も多様であり、言うまでもなく個々のケースには個々の背景がある. そのことを踏まえた検討が求められる.

こうした課題に応じるためには、個々の「孤独死」に 関する詳細な情報、端的には「死体検案書」「死体発見 報告書」に相当する「検視報告書」へのアクセスが不可 欠である.そこで本稿は、宮城県内の応急仮設住宅で発 生したすべての「孤独死」について、宮城県警捜査一課 の協力のもと、「検視報告書」から抽出された部分的な データの提供を受け(詳細は次章)、どのような被災者 が、どのような応急仮設住宅において、どのような孤立 状況にあったのかを明らかにすることを目的とする.

2. 調査の対象と方法

(1) 宮城県における住宅被害と応急仮設住宅

東日本大震災による宮城県内の住宅被害は,全壊 85,414棟,半壊152,512棟(2012年11月30日現在) となっている⁵⁾.災害救助法に基づき,いわゆる「建設 型」のプレハブ仮設住宅のほかに,民間賃貸借上住宅 (みなし仮設)が大量に提供された.前者は 22,095 戸, 後者はそれを上回る約 26,000 戸 (ピーク時)となってい る.

入居の推移を図1に示す.プレハブ仮設住宅と民間賃 貸借上住宅の入居戸数は2012年末以後に逆転する.民間 賃貸借上住宅の方が退去の進行が早く,しかしその後は いずれもほぼ同様のトレンドで減少し,2016年末時点に おいてプレハブ仮設住宅は当初の約1/3,民間賃貸借上 住宅は1/5となっている.本稿はプレハブ仮設住宅を対 象とし,それらを以下「仮設住宅」と称するものとする.



(出所) 宮城県のデータをもとに作成

(2) 仮設住宅の建設概要

仮設住宅は県内 8 市 7 町に分布し,団地数は 406 に及 ぶ. 1DK, 2DK, 3K タイプのほか,高齢者・障害者用グ ループホームが 36 棟,290 戸整備された.住棟は,「住 戸の日照条件が公平になるように,原則として玄関を北 向き,窓を南方向とし,各棟同一方向並びとなる東西配 置」となっている.また,バリアフリー対応スロープ付 き住戸が原則として 1 割設置された.さらに,概ね 50 戸以上の団地には集会所,50 戸未満の場合には談話室が 設けられた^の.

立地に関しては、「被災市町内における建設用地の確 保が非常に困難」かつ「低平地にまとまった用地の確保 が困難」であり、「小規模団地を多数建設せざるを得な かった」とされる⁷⁾.最小規模の団地は6戸,平均規模 は55戸である.

(3) 調査方法

本稿は、仮設住宅入居者の「孤独死」を対象とする. 主たるデータは宮城県警による「検視報告書」である. 言うまでもなく、「検視報告書」は非公開の文書である. 所管する捜査一課との複数回にわたる協議を経て、開示 可能な項目が決定された.結果として、表1に示す項目 について、「孤独死」に該当する82件すべてのデータ を得た.なお、市町村や住所、団地名などの具体的な発 生場所に関するデータは個人の特定につながるため得ら れなかった.それを補うため、被災区域内外や団地の総 戸数、建て方、構造、階数といった立地・団地特性に関 する項目を設定した⁸.

表1 分析データ項目

基本	年齢	身体的	通院の有無		浸水区域内外
属性	性別	状況	ALC依存傾向の有無		被災区域内外
経済的	仕事・給与の有無	死亡	死因	立地	従前土地利用
	年金受給の有無	状況	死後経過日数	•	総戸数
认近	生活保護受給の有無		発見年月	団地	建て方
親族	近親者とその関係	発見	発見場所	特性	構造
近隣	別居/死別/離別	状況	発見の契機		階数
関係	見守り対象/非対象		端緒となった人		集会所等の有無

3. 結果

(1) 発生件数

図 2 に性別・年齢別の「孤独死」発生件数を示す.男 性が計 56 件,女性が計 26 件となっており,男性が女性 の約 2 倍を占める.年齢層にも違いがあり,図 3 の通り, 男性は 65 歳未満,女性は 75 歳以上がそれぞれ多くなっ ている.

年次ごとの推移を累積でみると[図4・図5],発災当 初から徐々に性差間,年齢階層間の差が拡大しているこ とがわかる.



図2 性別·年齢別発生件数





図4 性別発生件数の推移



図5 年齢階層別発生件数の推移

(2) 発生率

仮設住宅の入居者数は,2011年末の50,000人台から次 第に減少し,2016年末時点で10,000人台となっている [図 6].当初は緩やかな減り方であったが,2014年末 以降,加速している.一方,入居者数に対する「孤独 死」者数の割合(発生率)は,発災から4年目(2014年 末) にいったん低下するも、その後ふたたび上昇に転じ ている. 直近の発生率は約 0.08%であり、当初のおよそ 8 倍に達する.



図6 入居者数と発生率の推移

(3)発見までの経過日数

入居者の単独での死亡が生じてから、それが発見され るまでの期間にはばらつきがある.一般に、発見が遅れ るほど死亡推定時刻の特定は困難になるが、ここでは「1 日以内」「2日」「3日以上」の3区分でデータを得た.

発見までの経過日数は、生前における社会関係保有の 状況を示す指標と捉えることができる.むろん誤差や偶 然の要素は含まれるが、3日以上放置されるケースの多 くは、社会的帰属が不確かで、日常的な接触機会を持っ ていなかった可能性が大きい.

「孤独死」82 件のうち、1 日以内に発見されたケース は 66%、3 日以上を要したケースは 26%となっている [図 7].女性より男性の方が、発見の遅れるケースが やや多い.年齢階層別では[図 8],圧倒的に非高齢層 の発見が遅い.経過日数1日以内の割合は、65歳以上で は8割を超えているが、65歳未満では4割にとどまる. 逆に3日以上が46%を占める.

経過日数は、心身の状態や経済的安定性とも関連がう かがえる.アルコール依存傾向のある場合ほど、また無 職かつ無収入(年金受給なし)の場合ほど、発見が遅れ る傾向にある.すなわち社会的接触機会をより少なくし か持たなかった可能性が大きい[図9・図10].





■1日以内 ■2日 ■3日以上

40%

60%

80%

100%

20%

0%



図 10 仕事・収入の有無と経過日数

(4) 孤立リスク

以上から、「非高齢男性」「アルコール依存傾向」 「無職・無収入」の3要素が発見の遅れ、つまり孤立の リスクを抱えていると考えられる.それぞれに該当する 件数を図11に示す.3要素のいずれにも該当しないケー スは42件(51%)、残りの約半数のうち、2以上の要素 を含むケースは19件(23%)となる.

経過日数との関連は顕著である [図 12].3 要素とも 該当しないケース(非該当)では、1 日以内の発見が 8 割を超えるが、2 以上の要素に該当するケース(2 以上該 当)ではその割合は3割台にとどまり、逆に3 日以上が 半数近くに及んでいる.





(5)発見の契機

経過日数は発見の契機に依存する面がある. 契機はさ まざまであるが,ここでは表 2 の通り,大きく 4 つに分 類した. 第 1 に「異臭」「新聞・郵便物等の滞留」「姿 を見かけない」といった「不審・気配不在」である. 第 2 に「電話に出ない」「無断欠勤(のため連絡するも応 答がない)」といった「応答不在」である. 第 3 に,行 政職員やヘルパーなど「支援機関等の訪問」による発見 である. 定期的に行われる訪問であり,突発的・単発的 なものは除外している. 第 4 に,隣人や友人,親族など 「近隣・近親者の訪問」による発見である.

第4カテゴリは、親密な関係にある相手が存在したという点で、孤立のレベルは低いと言える。第3カテゴリもまた、必ずしも親密ではないとしても、定期的に接触する相手が存在していた。第2カテゴリは、定期的な接触の有無は確かではないが、接触を有する相手からの呼びかけがあったという点で、完全な孤立は免れていたと考えられる。一方、第1カテゴリは周囲からの具体的な呼びかけに対する応答不在ではない契機であり、最も孤立のレベルが高いとみられる。

経過日数との関連をみると [図 13],第1カテゴリ「不審・気配不在」を契機とする場合の特異性が顕著であり、3日以上を要したケースが6割を超える.一方、第2~4カテゴリの差は小さい.

また前節でみた孤立リスクとの関連では,第2~4カテ ゴリについては明確な傾向は読み取れないが,やはり第 1カテゴリ「不審・気配不在」については,孤立リスク の3要素を抱えるケースほど多くなっている.

	カテゴリ		具体事例		
高			異臭		
	1	不審・	電気・テレビが数日つけ放し		
:	1	気配不在	新聞・郵便物等の滞留		
:			姿を見かけない		
		応答不在	電話に出ない		
孤	2		通院先病院からの安否確認依頼		
立	2		無断欠勤		
\checkmark			遺書めいたメール・手紙を受信		
べ			行政職員		
ル		古塔機関笙の	社会福祉協議会職員		
	3	支援機関等の訪問	昼食宅配サービス業者		
:			ヘルパー		
:			生活支援相談員		
▼	л	近隣・近親者の	隣人・友人		
低	Ŧ	訪問	親・子・きょうだい・その他親族		

表2 発見の契機



図13 発見の契機と経過日数



図14 孤立リスクと発見の契機

(6) 団地特性の影響

2 章で述べたように、仮設住宅供給に際しては用地取 得が難航し、「低平地にまとまった用地の確保が困難」 であり「小規模団地を多数建設せざるを得なかった」. 団地の立地と総戸数の関係をみると[図 15],大規模な 団地ほど「山林」を従前の土地利用とする立地に多く, 50 戸未満の小規模な団地ほど「市街地」に多いことがわ かる.

こうした団地特性と経過日数の関連をみると [図 16・ 図 17],市街地に立地する小規模団地で,発見の遅れが 生じる傾向がある.

4. 結語

以上の結果をまとめ、結語とする.

(1) 仮設住宅での「孤独死」は、高齢層よりも 65 歳未 満の非高齢層、女性よりも男性により偏る傾向がある. その格差は入居者の減少とともに拡大する.

(2) 「孤独死」の発生率は、入居当初から年数を経ると

ともに上昇する傾向にある.直近の割合は、当初の約 8 倍に達する.仮設住宅から離脱困難な状況が、孤立 した境遇の固定につながっていることがうかがえる.

- (3)「非高齢男性」「アルコール依存傾向」「無職・無 収入」の3要素が孤立のリスクとなり、「孤独死」後 の発見の遅れをもたらしていると考えられる.全ケー スのうち約半数が3要素のいずれかに該当し、またそ の半数が2以上の要素に該当する.
- (4)周囲からの具体的な呼びかけに対する応答不在ではない状況、たとえば異臭や新聞等の滞留による発見は、 死後3日以上を経過したケースが6割を超え、また孤立リスクの3要素を抱えている場合に多くみられる.
- (5) 市街地に立地する小規模団地で発見の遅れが生じる 傾向がある.この理由については、本稿の分析のなか では特定することができなかった.今後、団地の空間 特性を読み解くことで、この点にアプローチしたい.



図 15 団地の立地と総戸数

山林 (n=27)		88.9%			7.49	7.493.79	
農地 (n=29)		55.2%	62	9%	37.9%		
」(n=26)		53.8%	11	59/	24.6%		
(I) (I) (II=20)		33.870			34.0%		
0	% 20	1% 4	0% 6	i0%	80%	100%	
n = 0.0238		1日以内	■2日 ■3日均	以上			

図16 団地の立地と経過日数



図17 団地の規模と経過日数

本稿は、平成 29 年度科学研究費助成事業,基盤研究(C) 「被災地の住宅セイフティネットにおける「孤独死」の発生実 態とその背景」(研究代表者;田中正人)(課題番号: 17K06736)の一環として実施したものである.

補注

1) 2016年末時点. 岩手, 宮城, 福島の各県警調べ.

2) 兵庫県警調べ.

- 3) 宮城県警への聞き取りによる.
- 4)「死体検案書」「死体発見報告書」はそれぞれは兵庫県監察 医,兵庫県警作成の文書である。
- 5) 宮城県土木部住宅課(2013.1.7) による.

6)同上.

7)同上.

⁸⁾ 立地・団地特性は「検視報告書」に直接記載はない. 筆者が 類型を提示し,それに基づき県警側がマッチングを行った.